

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 1 日

各 (都道府県
指定都市
中核市) 民生主管部 (局) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老 健 局 総 務 課

結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、別紙のとおり「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」(平成 26 年 4 月 23 日付各都道府県、政令市、特別区衛生所管部 (局) 結核対策担当課あて事務連絡) が発出されたところであり、併せて同課より各都道府県、指定都市、中核市及び管内市区町村の福祉関係部局並びに所管する施設・事業所への周知について依頼がありましたので、情報提供させていただきます。

今般策定された「結核院内 (施設内) 感染対策の手引き (平成 26 年版)」において、福祉に関するものとしては、P23～P25 の高齢者施設やその他の入所施設、通所施設における対応についての記載がありますのでご留意願います。

なお、同手引き P24 及び P25 に記載のある「社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設」として記載のある障害福祉関連施設については、「障害者支援施設」と読み替えて頂くようお願いします。

事務連絡

平成 26 年 4 月 23 日

各 都道府県
政令市 衛生主管部（局）
特別区 結核対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）

標記について、厚生労働科学研究（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）「結核の革新的な診断・治療及び対策の強化に関する研究」により、別添のとおり取りまとめられましたので情報提供します。

本手引きは、院内（施設内）における結核感染対策を目的に策定されたものですので、貴職におかれては、本手引きの主旨にかんがみ、従来の「結核院内（施設内）感染予防の手引き」（平成 11 年 10 月厚生省新興再興感染症研究事業）に代わるものとして、貴管内の医療機関をはじめ、各種施設の関係者等に対する周知徹底等につき、御配慮方よろしくお願ひします。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

結核対策係 保田、渡邊

TEL：03-5253-1111（内線 2381、2931）

FAX：03-3595-3426